

振興局の役割と今後の方向【概要版】

振興局の役割とこれまでの取組

振興局が市町村と連携協力しつつ、地域特性等を生かした施策展開を図るとともに、市町村に対する適切なサポートなどの役割を果たしていくため、次の取組を実施。

- 地域振興施策の推進
 - ・ 振興局長から知事への政策提案（H22年度～）
 - ・ 地域づくり総合交付金の要綱決定や事業採択権限を振興局長に委譲（H22年度～）
 - ・ 「地域振興派遣」制度の創設（H22年度～） など
- 振興局の権限強化に向けた取組
 - ・ 地域裁量枠を活用した職員配置（H22年度～）
 - ・ 本庁から振興局への権限委譲（H22年度～） など
- 効果的・効率的な執行体制の整備
 - ・ 出先機関の内部組織化（H22年度～）
 - ・ 振興局の事務等のうち37事務を広域事務化（H22年度～）
 - ・ 出身地や勤務経験のある振興局への職員配置（H27年度～） など



社会経済情勢の変化・地方分権改革の進展

- 人口減少問題への対応
 - ・ 戦略策定支援担当部長の配置（H27）による市町村の総合戦略策定などに対する支援
 - ・ 「北海道創生総合戦略」（H27.10策定）における「地域戦略」の推進
 - ・ 道独自の市町村広域連携の推進
- 新しい総合計画の推進（H28.4～）
 - ・ 振興局を含めた全庁横断的な推進体制の整備
 - ・ 「連携地域別政策展開方針」に基づく施策の推進
- 北海道地域振興条例の改正（H26.10）
 - ・ 地域の実情に応じた施策展開のため、振興局が中核的な役割を担うこと等を追加
- 地方自治法の改正（H26.5）
 - ・ 市町村間の広域連携制度の創設 など
- 地方分権改革に係る第1～5次一括法の成立（H23.4～H27.6）
 - ・ 義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲



これからの役割

これまでの役割に加え、新たに

- 人口減少問題への対応など新たな総合計画や総合戦略を地域において中心的に推進する役割
 - 市町村の広域連携の推進に向けての中核的な役割
 - 市町村等と一体となって地域の実情に応じた施策を推進する役割 など
- 「地域づくりの拠点」としての役割を果たしていくことが求められる。



今後の方向

- 体制：地域創生に向けた体制の整備や地域重視の人事配置 など
 - 施策：地域活性化のための予算の充実や市町村への職員派遣制度の充実 など
- 市町村や住民の方々と一体となった地域づくりを推進するため振興局機能を強化

振興局機能の強化に向けた取組

体制の整備

- **地域創生に向けた体制の整備**
 - ・各部の施策を横断的に総括する役割の設置：地域創生総括の配置（副局長兼職）
 - ・地域政策部の再編：地域創生部の新設
 - ・産業振興部の体制強化：地域産業担当部長の新設
 - ・保健環境部の体制整備：くらし・子育て担当部長の新設

- **地域重視の人事配置**
 - ・出身地や勤務経験のある振興局を拠点とした人事配置に努める「ホームグラウンド人事制度」を実施

- **本庁から振興局への権限委譲**
 - ・届出者の利便性の向上や事務処理期間の短縮などが見込まれる事務権限を委譲
 - 特定希少野生動植物事業者の登録に関する事務
 - 動物愛護推進員の委嘱に関する事務
 - 除却した広告物等の保管、売却又は廃棄に関する事務
 - 地すべり防止工事基本計画の作成に関する事務 等

施策の充実

- **振興局長の裁量拡大や地域活性化予算の充実**
 - 【裁量の拡大】
 - ・地域政策推進事業について、緊急・臨時的な対応を含め、事業の企画・実施に当たって振興局の裁量を拡大
 - 【予算の充実】
 - ・振興局が地域の課題やニーズに機動的に対応するため、予算を増額
 - <地域政策推進事業>
H22：0.96億円 → H28：1.95億円
 - <地域づくり総合交付金>
H22：34.6億円 → H28：44億円

- **市町村への職員派遣**
 - ・短期派遣を含めた地域振興派遣制度等について振興局長の裁量を拡大

- **広域連携の推進**
 - ・広域連携に取り組む市町村間の調整やコーディネート、情報提供や助言などを実施
 - <市町村連携地域モデル事業>
H28：1.5億円（地域づくり総合交付金の内数）
 - ・振興局と市町村が共通・類似する事務を協働して取り組むための調査・検討を実施
 - <振興局・市町村協働ガバナンス事業>
H28：9百万円